

# 第4期 前橋市障害福祉計画

平成27年4月  
前 橋 市

# 目 次

第1章 計画の策定にあたって	
第1項 計画策定の概要	
(1) 計画策定の趣旨	3
(2) 計画の背景(障害者施策の動向)	5
(3) 計画の期間	8
(4) 障害者(障害のある人)の定義	9
第2項 計画の基本的な考え方	
(1) 基本理念	10
第2章 自立支援システムの全体像	11
第3章 成果目標(平成29年度の将来像)	
第1項 福祉施設の入所者の地域生活への移行	12
第2項 地域生活支援拠点等の整備	13
第3項 福祉施設利用者の一般就労への移行	14
第4章 活動指標(障害福祉サービス等の必要量の見込み)	
第1項 訪問系サービス	
(1) 居宅介護	15
(2) 重度訪問介護	15
(3) 同行援護	15
(4) 行動援護	15
(5) 重度障害者等包括支援	15
第2項 日中活動系サービス	
(1) 生活介護	17
(2) 自立訓練	18
(3) 就労移行支援	20
(4) 就労継続支援	23
(5) 療養介護	25
(6) 短期入所	26
第3項 居住系サービス	
(1) 共同生活援助	27
(2) 施設入所支援	28
第4項 指定相談支援(サービス等利用計画案の作成)	29
第5項 障害児支援	
(1) 児童発達支援、医療型児童発達支援	33
(2) 放課後等デイサービス	34
(3) 保育所等訪問支援	35
(4) 福祉型児童入所支援、医療型児童入所支援	36
(5) 障害児相談支援	37
第5章 地域生活支援事業の必要量の見込み	
第1項 相談支援事業	38
第2項 意思疎通支援事業	40
第3項 日常生活用具給付等事業	41
第4項 移動支援事業	43
第5項 地域活動支援センター事業	44

第6項	成年後見制度利用支援事業	4 5
第7項	手話奉仕員養成研修事業	4 6
第8項	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	4 7
第9項	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	4 8
第10項	自発的活動支援事業	4 8
第11項	その他の事業	
	(1) 福祉ホーム事業	4 9
	(2) 訪問入浴サービス事業	4 9
	(3) 知的障害者職親委託制度	4 9
	(4) 社会適応訓練事業	4 9
	(5) 日中一時支援事業	4 9
	(6) スポーツ・レクリエーション教室開催事業	4 9
	(7) 声の広報発行事業	5 0
	(8) 点訳奉仕員養成研修事業	5 0
	(9) 自動車運転免許取得費補助事業	5 0
	(10) 自動車改造費補助事業	5 0
	(11) 医療的ケア支援事業	5 0
第6章 サービス見込量確保のための方策		
第1項	訪問系サービス	5 1
第2項	日中活動系サービス	5 1
第3項	居住系サービス	5 2
第4項	指定相談支援(サービス等利用計画案の作成)	5 2
第5項	障害児支援	5 2
第6項	地域生活支援事業	5 3
第7章 計画の推進		
第1項	進捗状況の管理と評価	5 4
第2項	計画等に関する情報の提供	5 6
資料		
計画策定の経過		
	(1) 検討の経過	5 6
	(2) 委員名簿	5 7

# 第1章 計画の策定にあたって

## 第1項 計画策定の概要

### (1) 計画策定の趣旨

本市では、平成18年度に障害者基本法に基づく「障害者計画」と障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画」の両計画を、「前橋は一とふるプラン」として一体的に策定しました。

障害者の社会参加や街づくり等、総合的・中長期的な「障害者計画」に対して、「障害福祉計画」は、障害福祉サービスの実施計画的なものとして位置づけられ、3年を1期として策定することが定められています。このことから、「前橋は一とふるプラン」では、平成18年度から平成20年度までを、障害者自立支援法に基づく新体系サービス移行期限の平成23年度の数値目標に至る中間段階（第1期）と位置づけ、「第1期障害福祉計画」として策定しました。

また、新サービス体系への移行期間にあたる平成21年度から平成23年度の3か年を第2期として、「第1期障害福祉計画」の実績を踏まえつつ、新サービス体系における事業の定着や移行にかかる新たな課題への対応等を図っていく計画として、「第2期障害福祉計画」を策定しました。

さらに、平成24年度から平成26年度の3か年を計画期間として、新サービス体系移行後の計画として「第3期障害福祉計画」を策定したところです。

今回は、地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するために平成25年4月に施行された障害者総合支援法に基づき、新たに地域生活支援拠点等の整備の事項等を追加するとともに、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき市町村が作成することとなる子ども・子育て支援計画において、障害児支援に係る記載がなされる予定であること等を踏まえ、障害児支援の提供体制の確保に関する事項を盛り込み、平成27年度から平成29年度の3か年を計画期間として「第4期障害福祉計画」を策定するものです。

#### 【障害福祉計画について】

障害者総合支援法において、障害福祉計画に盛り込む事項は、大きく次の3点です。

各年度における障害福祉サービス、相談支援のサービス種類ごとの必要な量の見込み  
障害福祉サービス、相談支援のサービス種類ごとの必要な見込量の確保のための方策  
地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

障害福祉計画は、障害福祉サービスに関する実施計画的な位置づけとして策定するものであり、「サービス見込量（目標量）」の設定が中心的な内容となります。

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律】

<平成 25 年 4 月 1 日施行>

(市町村障害福祉計画)

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
  - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
  - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
  - 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
  - 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

(以下省略)

## ( 2 ) 計画の背景 ( 障害者施策の動向 )

わが国の障害者施策は、昭和 56 年の「国際障害者年」を契機として、以後着実に進展を遂げてきています。特に、ここ数年は、「支援費制度の導入」「障害者自立支援法の制定・施行」など、障害のある方々の自立と社会参加を促進するための制度的な取り組みが、大きく変化してきたことから、それら制度改正の動向を整理します。

### 支援費制度の開始

平成 12 年の社会福祉基礎構造改革の一環として、身体障害者福祉法等が改正され、障害者福祉サービスについては、利用者の立場に立った制度を構築するため、行政がサービス内容を決定する「措置制度」から、障害のある人自らがサービスを選択し、事業者と対等な関係に基づき、契約によりサービスを利用する「支援費制度」が平成 15 年 4 月から開始されました。

### 障害者基本計画及び重点施策実施 5 か年計画のスタート

平成 15 年 4 月から、国では新しい「障害者基本計画」及び「重点施策実施 5 か年計画」がスタートしました。特に、サービスの再構築として、施設等から地域生活への移行の推進の方向が示され、さらに、施設の在り方を見直しとして、入所施設は、地域の実情を踏まえて、真に必要なものに限定する旨が初めて定められました。

### 障害者基本法の改正

平成 16 年 6 月には、障害者基本法が改正され、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と差別禁止が明記されました。

### 発達障害者支援法の制定

発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会参加の促進のために、発達障害者支援法が平成 16 年 12 月に制定され、平成 17 年 4 月から施行されました。この法律では、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定められました。

### 障害者雇用促進法の改正

精神障害者の雇用対策の強化などを柱とした改正障害者雇用促進法が平成 17 年 7 月に制定され、平成 18 年 4 月から施行され（一部は平成 18 年 10 月施行）、従業員の 1.8% を身体障害者・知的障害者とする現行の法定雇用率の算定対象に、新たに精神障害者が加わりました。さらに、平成 25 年 4 月の改正により、障害者の法定雇用率が 2.0% に引き上げられました。

### 特殊教育から特別支援教育へ

障害の種類や程度に応じ特別の場で指導を行う「特殊教育」から、通常の学級に在籍する LD ( 学習障害 ) ・ ADHD ( 注意欠陥 / 多動性障害 ) ・ 高機能自閉症等の児童生徒も含め、障害のある児童生徒に対してその一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換が進められています。

## 障害者自立支援法の制定

障害のある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまでは障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、新たな共通の制度の下で一元的に提供するしくみを創設することを目指した障害者自立支援法が平成 17 年 10 月に制定され、平成 18 年 4 月から施行されました（一部は平成 18 年 10 月施行）。

## 障害者自立支援法施行令の改正

障害者自立支援法の制定後、障害者福祉制度に関しては、利用者の応能負担を基本とする新たな総合的な制度をつくることとしていますが、応能負担への第一歩として、平成 22 年 4 月から、低所得（市町村民税非課税）の障害者等に対し、福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とすることとなりました。

## 障害者自立支援法の改正

平成 22 年 12 月 10 日に公布された「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（整備法）により、障害者自立支援法が改正され、平成 23 年 10 月から、グループホーム・ケアホームの利用助成（家賃助成）及び視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対する移動支援の個別給付化（同行援護の創設）が実施されることとなりました。

また、平成 24 年 4 月から、相談支援施策の充実、障害児支援施策の強化策等が実施されることとなりました。

## 障害者虐待防止法の制定

平成 23 年 6 月に、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律が公布され（平成 24 年 10 月 1 日施行）、障害者に対する虐待の防止、国等の責務、虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等が定められました。

## 障害者基本法の改正

平成 23 年 8 月の障害者基本法の一部改正により、「障害者の定義の見直し」「地域社会における共生等」「差別の禁止」等の基本原則にのっとり、国及び地方公共団体は、国民の理解を深めるよう必要な施策を行い、国民は基本原則にのっとった社会の実現に寄与するよう努めるものとされました。

## 障害者総合支援法の施行

障害者制度改革については、平成 21 年 12 月 8 日、「障がい者制度改革推進本部」が設置され、本部の下で平成 22 年 1 月から「障がい者制度改革推進会議」において、制度改革に向けた議論が行われております。そして、平成 22 年 6 月には、政府として「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議決定しました。この閣議決定により、障害者自立支援法に代わる障害者総合福祉法（仮称）の制定に向けて「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」において検討が行われており、平成 23 年 8 月には、障害者総合福祉法（仮称）の骨格が提言されました。

これらを踏まえて、厚生労働省では、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする制度の構築について、平成 25 年 8 月までの障害者総合福祉法（仮称）の施行を目指すこととされてきましたが、骨格提言に対する厚生労働省案が平成 24 年 2 月上旬に示され、それをもとに 3 月 13 日に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案」（障害者総合支援法）が閣議決定され、平成 25 年 4 月 1 日に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が施行されました。

平成 25 年 4 月 1 日施行分では、障害の範囲に「難病」が追加され、障害福祉計画の内容強化、自立支援協議会の強化が盛り込まれました。また、平成 26 年 4 月 1 日施行分では障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化が盛り込まれました。

## 障害者優先調達推進法の制定

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ることを目的として、障害者優先調達推進法が平成 24 年 6 月に公布されました。（平成 25 年 4 月 1 日施行）

## 障害者差別解消法の制定

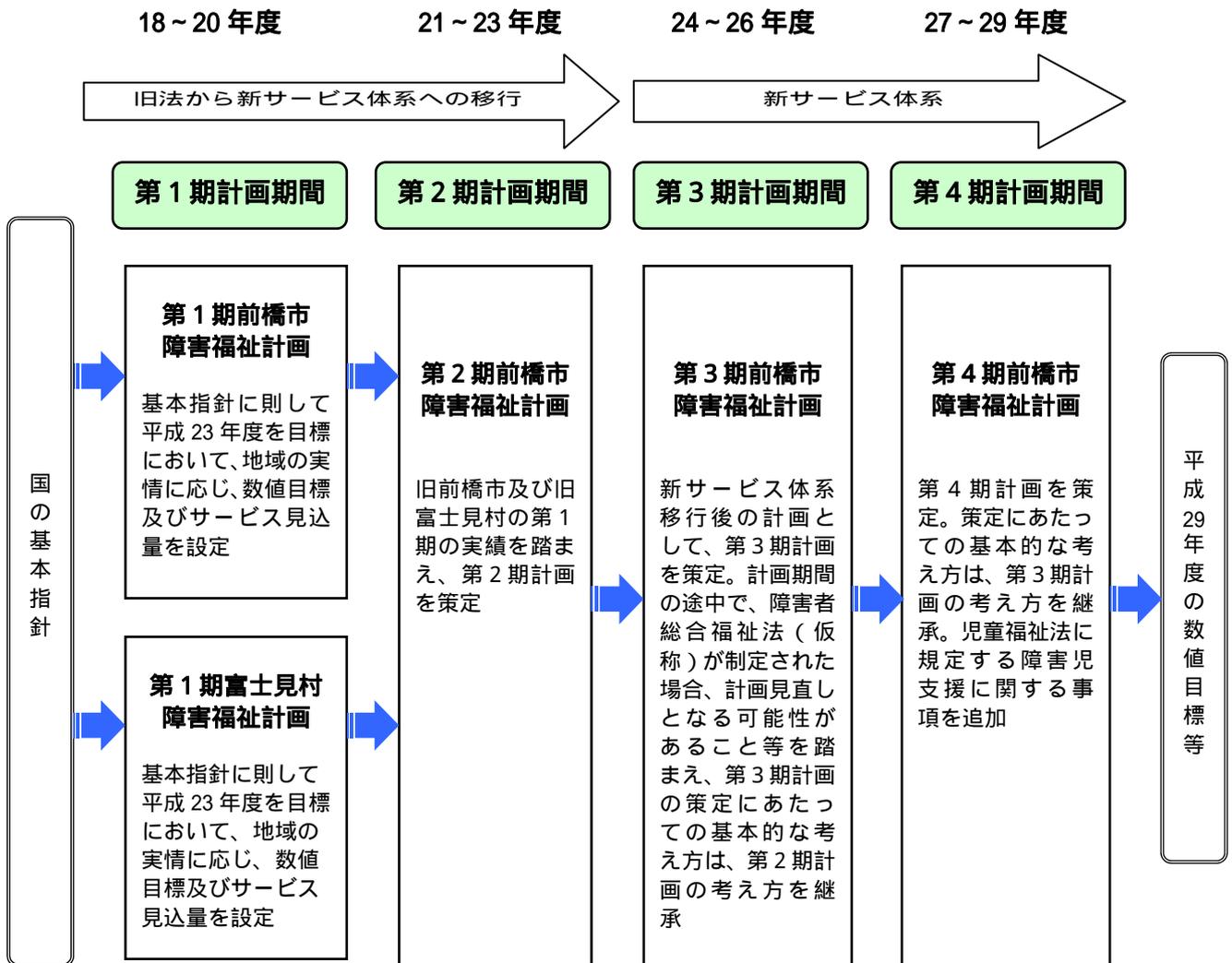
国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が制定されました（平成 28 年 4 月 1 日施行）。障害者への差別的扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止など差別を解消するための措置等が定められました。

## 障害者権利条約への批准

平成 26 年 1 月 20 日に、わが国は国連の「障害者の権利に関する条約」を批准しました。この条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。これにより、障害者の権利の実現に向けた取組が一層強化され、人権尊重についての国際協力が一層推進されることとなります。

### ( 3 ) 計画の期間

この計画は、平成 26 年度までの実績を踏まえ、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間を計画期間とします。



## (4) 障害者(障害のある人)の定義

平成23年8月に改正された障害者基本法第2条第1項において、障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁( )により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義されています。

ただし、具体的事業の対象となる障害者(障害のある人)の範囲は、個別の法令等の規定によりそれぞれ限定されます。

「社会的障壁」とは、障害者基本法第2条第2項において、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」と定義されています。

### 障害者総合支援法における支援の対象者

- ・身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- ・知的障害者福祉法にいう知的障害者
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者(発達障害者を含み、知的障害者を除く。)
- ・難病等(治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者)

## 第2項 計画の基本的な考え方

---

### (1) 基本理念

#### 障害者等の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者等が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

#### サービス基盤の地域間・障害種別間の縮小

障害福祉サービスに関し、地域間の均衡を図るとともに、従来、身体障害、知的障害及び精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度の一元化により、各障害者が障害福祉サービスを平等に受けられるようサービス基盤の充実を図ります。

また、発達障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図ります。高次脳機能障害者についても同様に対応していきます。

#### 施設入所・入院から地域生活への移行促進

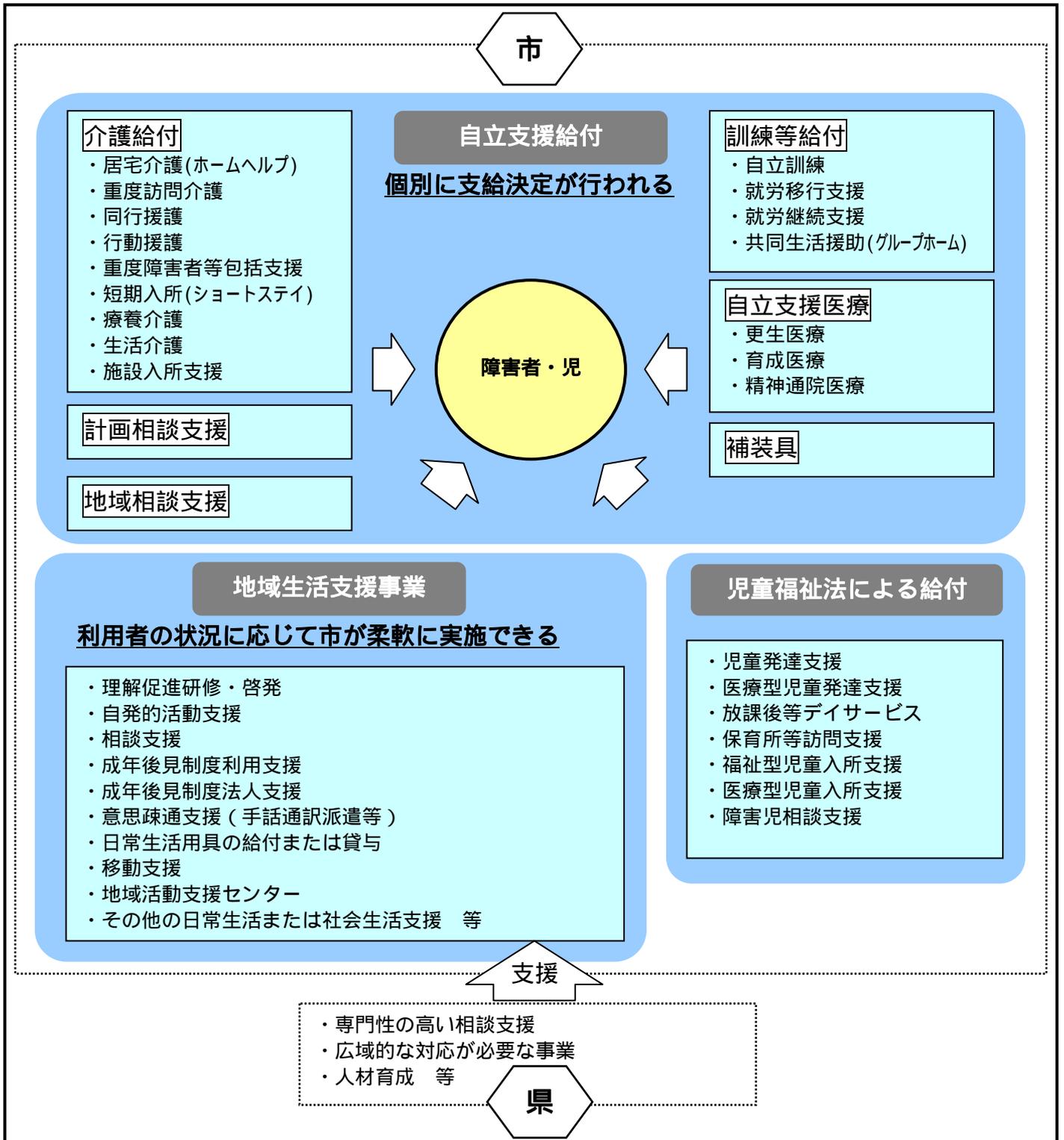
障害者の地域生活への移行の一層の促進を図るため、相談支援体制、住まいの場、日中活動の場の整備・充実に努めます。

#### 就労支援の強化

障害者の一般就労への移行を一層促進するため、障害者等に対し、障害者の一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ります。

## 第2章 自立支援システムの全体像

障害者総合支援法による総合的な自立支援システムの全体像は、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、利用者の状況に応じて市が柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。「自立支援給付」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられます。



## 第3章 成果目標（平成29年度の将来像）

### 第1項 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、現在、福祉施設に入所している障害者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成29年度末の段階において地域生活に移行する者の数値目標を設定します。

国の基本指針においては、「平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減することを基本とする」とされています。

#### 現状と課題

福祉施設入所者の地域移行は一定の実績はありますが、平成29年度の目標値達成のためには、引き続きその受け皿となる地域での住まいの場の確保・整備の充実が必要となっています。

#### 今後の目標値

本市では、平成25年度末時点（平成26年3月31日現在）の入所者385人のうち46人が、平成29年度末までに地域生活へ移行するとともに、施設入所が必要な待機者等を入所させることにより、差し引き、27人を減少させることを目標とします。

【地域生活移行者数の実績及び目標値】

（単位：人）

項目	数値	考え方
平成25年度末の施設入所者数（A）	385	平成26年3月31日の全施設入所者
目標年度入所者数（B）	358	平成29年度末時点の利用人員
【目標値】 入所者削減見込（A-B）	27 (7.0%)	差引減少見込み数 カッコ内は、（A）に対する割合
【目標値】 地域生活移行者数	46 (11.9%)	施設入所からグループホーム等へ地域移行する者の数 カッコ内は、（A）に対する割合

## 第2項 地域生活支援拠点等の整備

平成29年度において、障害者の地域生活を支援する機能を持った地域生活拠点等（地域生活拠点または面的な体制）の整備についての目標を設定します。地域生活拠点とは、障害者等の地域における生活の維持及び継続を図るため、グループホームまたは障害者支援施設に、地域移行支援及び地域定着支援、訪問系サービス、日中活動系サービス等の機能を集約して付加したものです。また、面的な体制とは、グループホームまたは障害者支援施設に集約せずに、地域における複数の機関が分担して機能を担うものです。

国の基本指針において、障害者の地域生活を支援する機能を持った拠点等については、「各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする」とされています。

### 現状と課題

地域生活拠点とする際は、地域における関係機関との連携により地域に開かれたものとする、また、面的な体制とする際は、個々の機関が有機的な連携の下に障害者等に対する支援を確保していることが求められます。本市における整備にあたり、自立支援協議会において十分に検討を行うことが必要です。

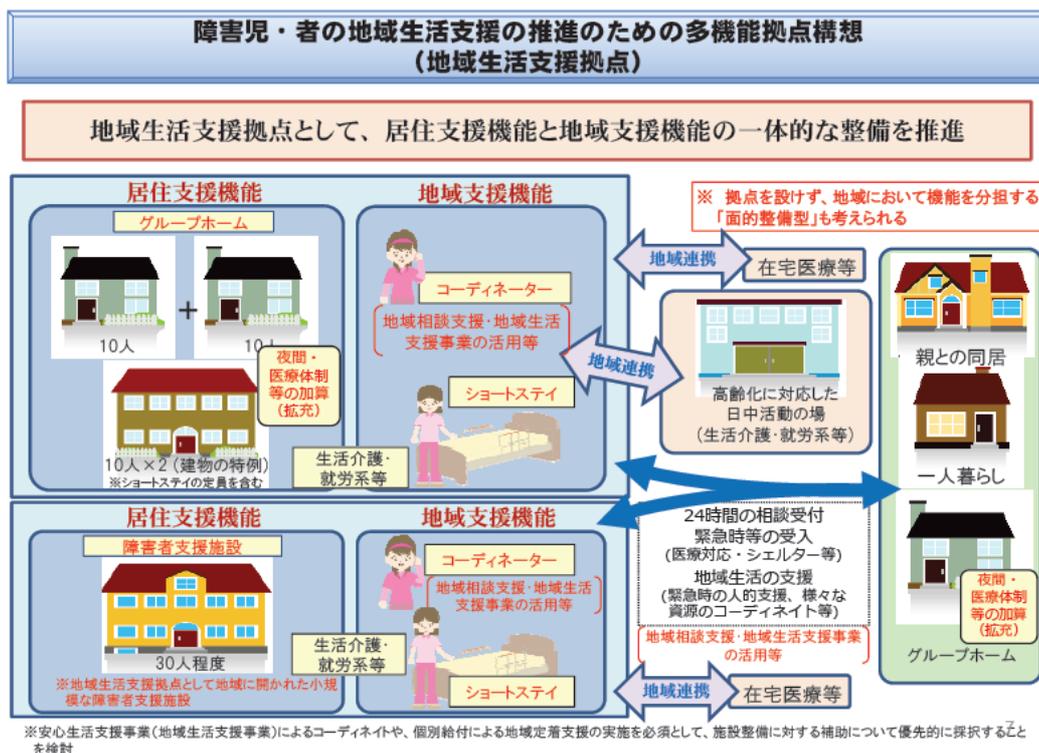
### 今後の目標値

本市では、平成29年度において地域生活拠点等の1カ所以上の設置を目標とします。

#### 【地域生活拠点等の目標値】

(単位：か所)

項目	数値	考え方
目標年度における地域生活拠点等の数	1	平成29年度における地域生活拠点等の数



## 第3項 福祉施設利用者の一般就労への移行

平成 29 年度において、福祉施設利用者のうち就労移行支援事業等を通じて同年度中に一般就労に移行する者、就労移行支援事業の利用者数及び就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所の割合の数値目標を設定します。

国の基本指針において、一般就労移行者数については、平成 24 年度の一般就労への移行実績の 2 倍以上とすること、就労移行支援事業の利用者数については平成 25 年度末における利用者数の 6 割以上増加すること、就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所を全体の 5 割以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することとなっています。

### 現状と課題

福祉施設利用者の一般就労への移行は一定の実績はありますが、平成 29 年度の目標値達成のため、引き続き就労支援体制の充実、受入れ企業の開拓等が必要となっており、前橋市自立支援協議会（就労支援部会）を中心として、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク及び障害者職業センターをはじめとする関係機関との連携強化が求められています。

### 今後の目標値

本市では、平成 24 年度における年間一般就労移行者数を 9 人とし、平成 29 年度ではその 2 倍の 18 人が施設を退所し、一般就労することを目標とします。

【一般就労移行者数の実績及び目標値】

（単位：人）

項目	数 値	考え方
平成 24 年度の 一般就労移行者数	9	平成 24 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の 一般就労移行者数	18 2.0 (倍)	平成 29 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
【目標値】目標年度における就労 移行支援事業の利用者数	109	平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数。
【目標値】目標年度における就労 移行率が 30%以上の就労移行支 援事業所の割合	2 割	平成 29 年度末における就労移行率が 30%以上の就労移行支援事業所の割合 就労移行率：4 月 1 日時点の就労移行支援事業の利用者のうち、当該年度中に一般就労へ移行した者の割合。

一般就労した者とは、一般企業に就職した者、在宅就労した者及び自ら起業した者をいいます。

## 第4章 活動指標（障害福祉サービス等の必要量の見込み）

### 第1項 訪問系サービス

#### （1）居宅介護

障害者（児）にホームヘルパーを派遣し、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

#### （2）重度訪問介護

重度の肢体不自由者、その他の障害者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

#### （3）同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対し、外出時において、その障害者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。

#### （4）行動援護

自己判断能力が制限されている人（自閉症、てんかん等の重度の知的障害者（児）または統合失調症等の重度の精神障害者であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障害に対する援護を必要とする人）が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

#### （5）重度障害者等包括支援

重度の障害者等に対し、サービス利用計画に基づき、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

#### 現状と課題

訪問系サービスは、サービス全体で見ると、ここ数年サービス事業者が増加しているものの、利用時間、人数ともに横ばい傾向です。

#### 今後のサービス見込量

本市では、平成26年度までの利用実績を勘案し、平成29年度末において、1か月あたりのサービス利用量を12,015時間分（453人）見込むこととします。

【訪問系サービスの利用実績及び見込量】

(単位：時間分、( )内は人)

区 分		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
居 宅 介 護 重度訪問介護 同行 援 護 行 動 援 護 重度障害者等包括支援	見込量	12,439 (430)	14,514 (500)	16,589 (570)	11,538 (435)	11,776 (444)	12,015 (453)
	実績値	10,469 (407)	11,170 (411)	11,246 (424)	-	-	-
	達成率	84.2% (94.7%)	77.0% (82.2%)	67.8% (74.4%)	-	-	-

上段は、サービス量（1月あたりの時間数）、下段は、実利用者数（1月あたりの利用者数）  
 平成 24～25 年度は、3 月利用分の利用実績値  
 平成 26 年度は、1 0 月利用分の利用実績値  
 平成 27～29 年度は、3 月利用分の推計値

## 第2項 日中活動系サービス

### (1) 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

#### 現状と課題

生活介護は、利用時間、人数ともに横ばい傾向です。今後は、利用者のニーズに対応した活動内容の充実などが求められています。

#### 今後のサービス見込量

本市では、平成26年度までの利用実績等を勘案し、平成29年度末において、1か月あたり13,717人日分(638人)のサービス利用量を見込むこととします。

#### 【生活介護のサービス利用実績及び見込量】

(単位：人日分、( )内は人)

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
生活介護	見込量	12,334 (652)	12,724 (673)	13,124 (695)	13,438 (625)	13,588 (632)	13,717 (638)
	実績値	12,670 (634)	12,531 (624)	13,350 (622)	-	-	-
	達成率	102.7% (97.2%)	98.5% (92.7%)	101.7% (89.5%)	-	-	-

上段は、サービス量(1月あたりの人日数)、下段は、実利用者数(1月あたりの利用者数)  
 平成24~25年度は、3月利用分の利用実績値  
 平成26年度は、10月利用分の利用実績値  
 平成27~29年度は、3月利用分の推計値

#### 《生活介護の利用者像》

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方

- ①障害支援区分3以上(施設へ入所する場合は区分4以上)
- ②年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2以上(施設へ入所する場合は区分3以上)

## (2) 自立訓練

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

自立訓練のうち機能訓練は、身体障害者を対象とし、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事等の訓練を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行をめざします。

自立訓練のうち生活訓練は、知的障害者・精神障害者を対象とし、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行をめざします。

### 現状と課題

自立訓練では、潜在的な需要は多いと思われませんが、サービス提供事業所が少ないため、見込量を下回っています。今後、事業実施事業所の拡充が求められています。

### 今後のサービス見込量

本市では、平成26年度までの利用実績、施設や病院からの地域移行等の要素を勘案し、平成29年度末において、機能訓練については、1か月あたり85人日分(5人)のサービス利用量を見込むこととします。生活訓練については、1か月あたり218人日分(10人)のサービス利用量を見込むこととします。また、宿泊型自立訓練では、1か月あたり26人の利用者を見込むこととします。

#### 【自立訓練のサービス利用実績及び見込量】

(単位：人日分、( )内は人)

区分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
自立訓練 (機能訓練)	見込量	198 (11)	216 (12)	234 (13)	68 (4)	85 (5)	85 (5)
	実績値	27 (2)	64 (4)	34 (2)	-	-	-
	達成率	13.6% (18.2%)	29.6% (33.3%)	14.5% (15.4%)	-	-	-
自立訓練 (生活訓練)	見込量	85 (5)	102 (6)	119 (7)	196 (9)	218 (10)	218 (10)
	実績値	159 (9)	156 (9)	196 (9)	-	-	-
	達成率	187.1% (180.0%)	152.9% (150.0%)	164.7% (128.6%)	-	-	-

上段は、サービス量(1月あたりの人日数)、下段は、実利用者数(1月あたりの利用者数)

宿泊型自立訓練は、実利用者数(1月あたりの利用者数)

平成24~25年度は、3月利用分の利用実績値

平成26年度は、10月利用分の利用実績値

平成27~29年度は、3月利用分の推計値

(単位：人)

区 分		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
宿 泊 型 自 立 訓 練	見込量	40	44	48	22	26	26
	実績値	26	20	18	-	-	-
	達成率	65.0%	45.5%	37.5%	-	-	-

平成 24～25 年度は、3 月利用分の利用実績値（1 月あたりの人数）

平成 26 年度は、10 月利用分の利用実績値

平成 27～29 年度は、3 月利用分の推計値

### 《自立訓練の利用者像》

#### 機能訓練

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者

入所施設・病院を退所・退院した方で、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な方

特別支援学校を卒業した方で、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復等の支援が必要な方等

#### 生活訓練

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者

入所施設・病院を退所・退院した方で、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な方

特別支援学校を卒業した方、継続した通院により症状が安定している方等で、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な方等

#### 宿泊型自立訓練

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者のうち、日中、一般就労や外部の障害福祉サービスを利用している方であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練、その他の支援が必要な方

### (3) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### 現状と課題

就労支援対策としては、就労への導入部分の支援として必要性は高いと思われませんが、見込量を下回っています。就労移行支援等を経ずに直接、就労継続支援B型を利用できる経過措置が平成27年3月で終了するため、今後は利用量の増加が見込まれます。

#### 今後のサービス見込量

本市では、平成26年度までの利用実績等を勘案し、平成29年度末において、1か月あたり1,853人日分(109人)のサービス利用量を見込むこととします。

#### 【就労移行支援のサービス利用実績及び見込量】

(単位：人日分、( )内は人)

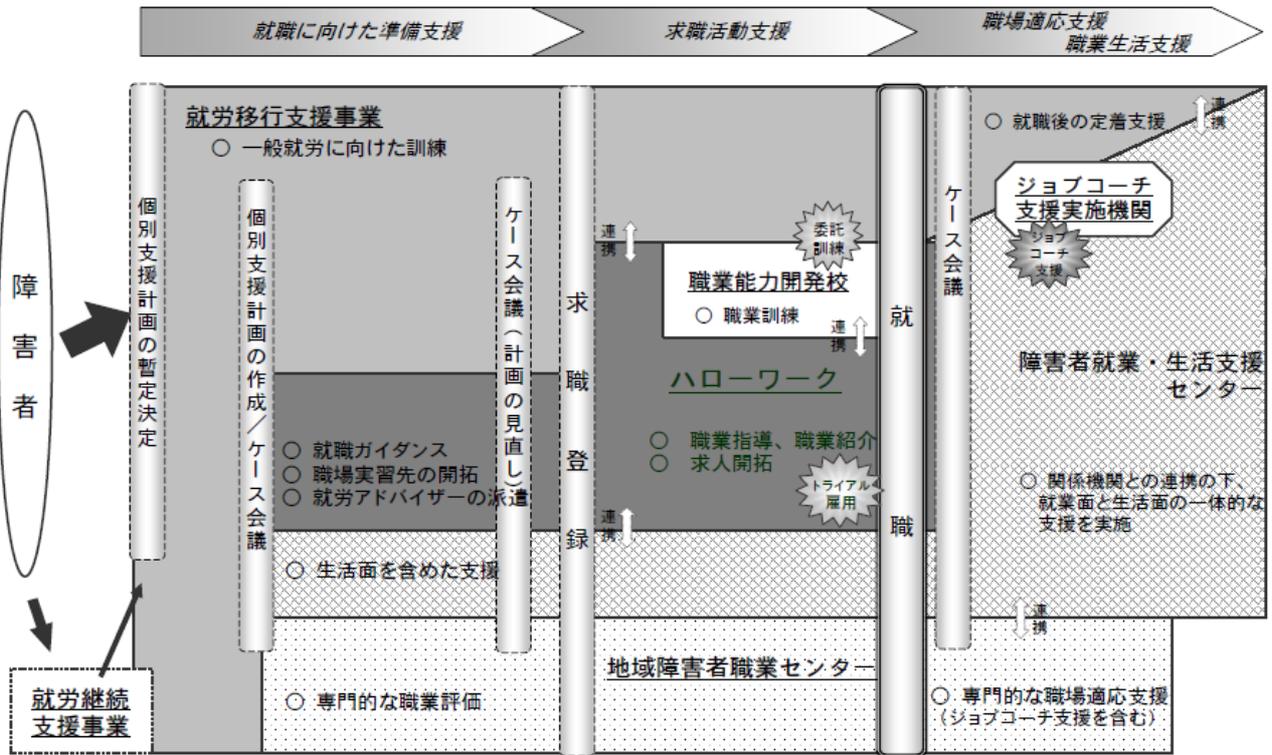
区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
就 労 移 行 支 援	見込量	1,311 (69)	1,653 (87)	1,995 (105)	1,309 (77)	1,581 (93)	1,853 (109)
	実績値	1,068 (59)	1,176 (68)	1,037 (58)	-	-	-
	達成率	81.5% (85.5%)	71.1% (78.2%)	52.0% (55.2%)	-	-	-

上段は、サービス量(1月あたりの人日数)、下段は、実利用者数(1月あたりの利用者数)  
 平成24~25年度は、3月利用分の利用実績値  
 平成26年度は、10月利用分の利用実績値  
 平成27~29年度は、3月利用分の推計値

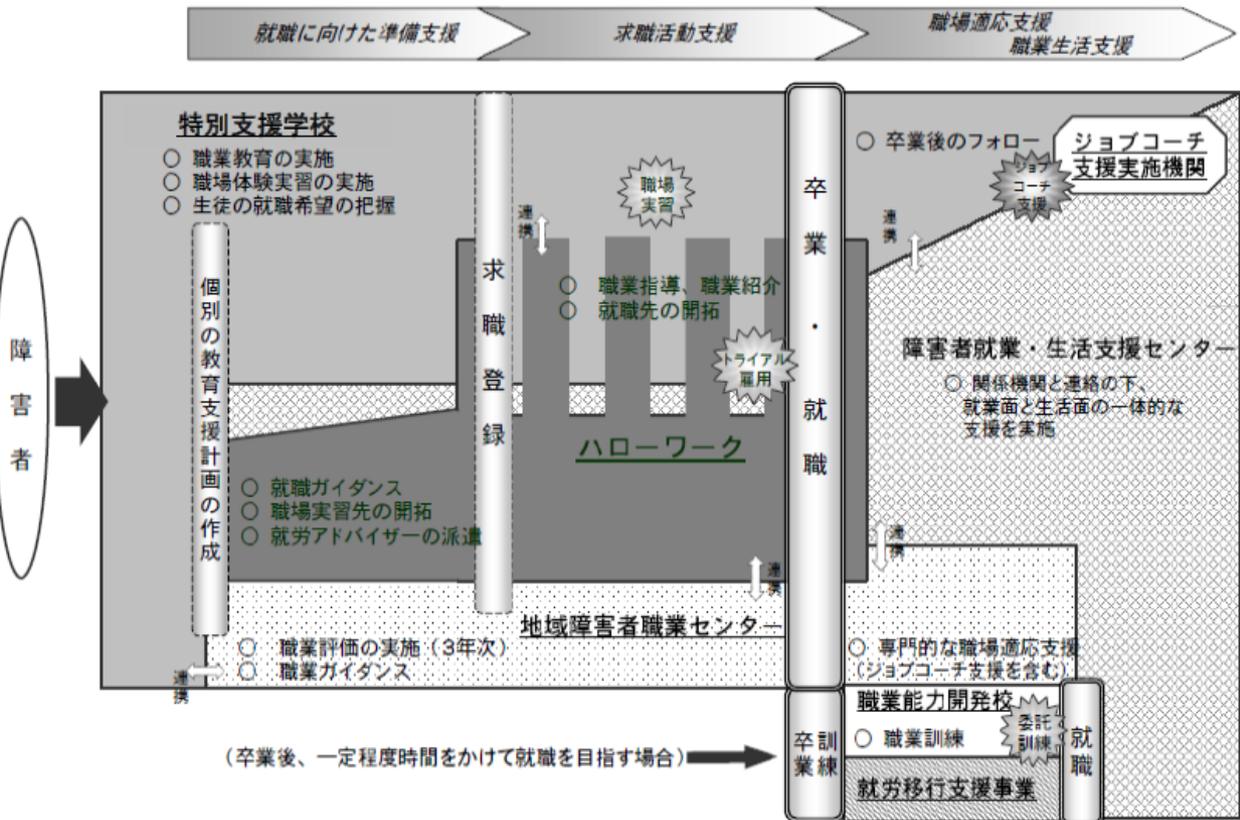
#### 《就労移行支援の利用者像》

一般就労等(企業等への就労、在宅での就労・起業)を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の方

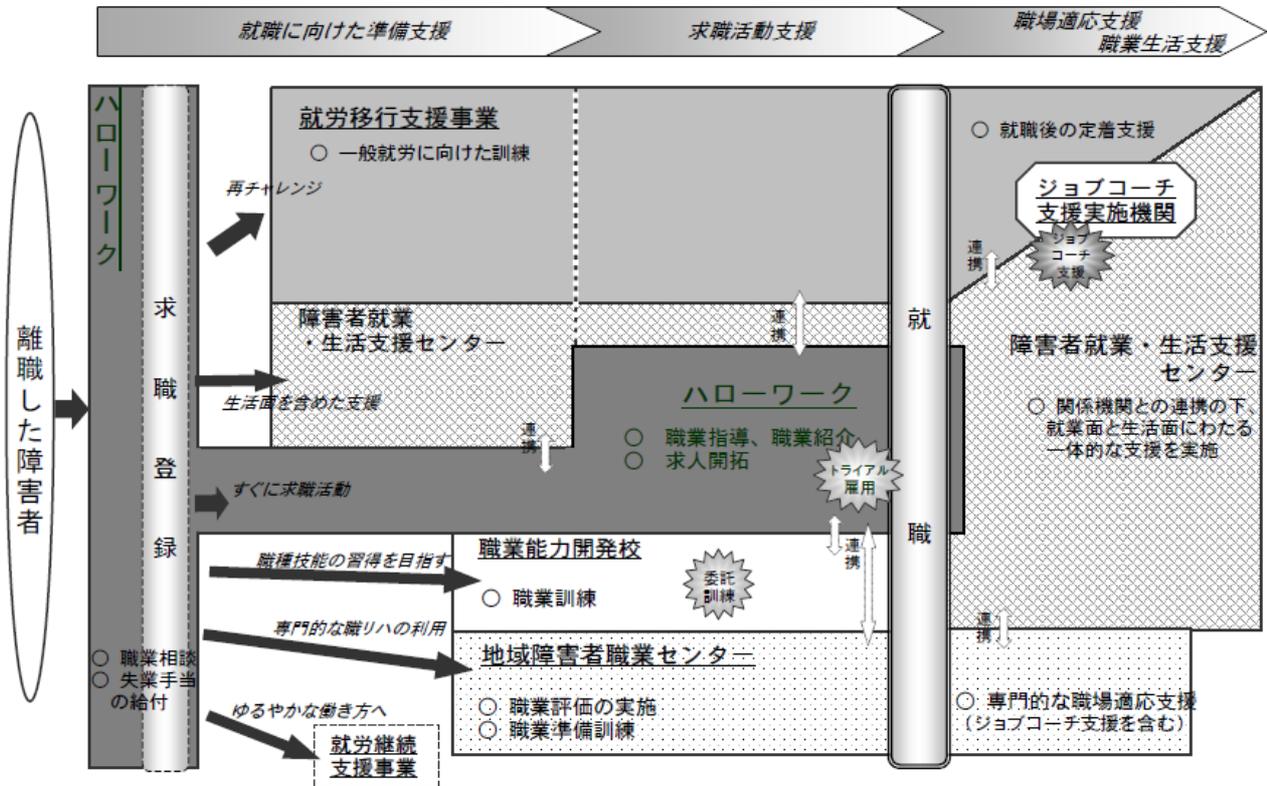
福祉施設を利用している障害者が就職・定着するまでの標準的な支援



特別支援学校卒業者が就職・定着するまでの標準的な支援



離職した障害者が就職・定着するまでの標準的な支援



## (4) 就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援のうちA型(雇用型)は、事業所内において雇用契約に基づき就労の機会が提供され、これらの経験を積むことで一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労に向けた支援が提供されます。

就労継続支援のうちB型(非雇用型)は、雇用契約は結ばず、就労の機会が提供されます。これらを通じて、就労に必要な知識・能力が高まった場合には、就労に向けた支援が提供されます。

### 現状と課題

就労継続支援では、ここ数年のサービス事業者の増加に伴い、利用時間、人数ともに伸びていますが、市内には、A型の事業所が2か所のみであり、またB型の事業所については、身体障害者及び精神障害者を対象とした事業所が少なく、ともに今後のサービス供給体制の確保が課題となっています。

### 今後のサービス見込量

本市では、平成26年度までの利用実績等を勘案し、平成29年度末において、A型については、1か月あたり1,087人日分(53人)のサービス利用量を見込むこととします。B型については、1か月あたり9,361人日分(485人)のサービス利用量を見込むこととします。

#### 【就労継続支援のサービス利用実績及び見込量】

(単位：人日分、( )内は人)

区分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
就労継続支援(A型)	見込量	242 (11)	352 (16)	462 (21)	738 (36)	923 (45)	1,087 (53)
	実績値	298 (14)	432 (21)	657 (32)	-	-	-
	達成率	123.1% (127.3%)	122.7% (131.3%)	142.2% (152.4%)	-	-	-
就労継続支援(B型)	見込量	5,076 (282)	5,490 (305)	5,904 (328)	8,029 (416)	8,704 (451)	9,361 (485)
	実績値	5,953 (328)	6,552 (366)	7,961 (412)	-	-	-
	達成率	117.3% (116.3%)	119.3% (120.0%)	134.8% (125.6%)	-	-	-

上段は、サービス量(1月あたりの人日数)、下段は、実利用者数(1月あたりの利用者数)

平成24~25年度は、3月利用分の利用実績値

平成26年度は、10月利用分の利用実績値

平成27~29年度は、3月利用分の推計値

### 《就労継続支援の利用者像》

#### A型（雇用型）

次に掲げる方で、就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な方(利用開始時に65歳未満)

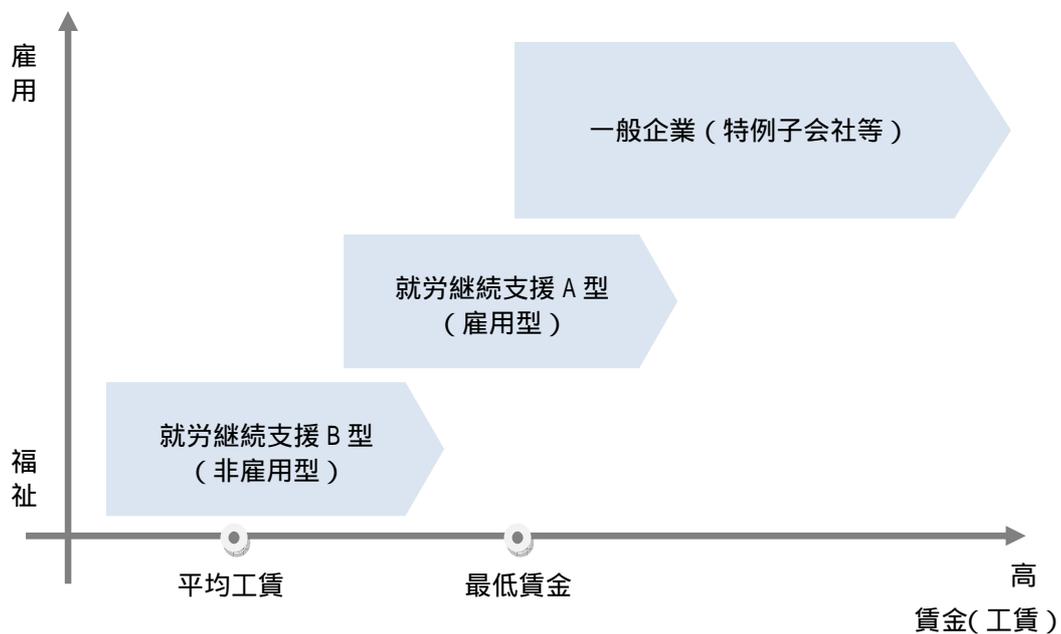
- ①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった方
- ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった方
- ③企業等を離職した方等就労経験のある方で、現に雇用関係がない方

#### B型（非雇用型）

次に掲げる方で、就労の機会を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方

- ①企業等や就労継続支援事業(雇用型)での就労経験がある方で、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった方
- ②就労移行支援事業を利用したが、企業等または就労継続支援事業(雇用型)の雇用には結びつかなかった方
- ③以上に該当しない方で、50歳に達している方、または試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業(雇用型)の利用が困難と判断された方

### 《就労継続支援のイメージ図》



## (5) 療養介護

医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、主として昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。

### 現状と課題

現在では、市内には療養介護事業者がなく、市外事業者での利用実績となっています。

なお今後は、医療を提供する医療型入所支援施設における18歳に達する入所者は、障害者自立支援法の障害福祉サービスにより対応することとなるため、円滑な移行手続きが求められています。

### 今後のサービス見込量

本市では、平成26年度までの利用実績等を勘案し、平成29年度末において、1か月あたり54人分のサービス利用量を見込むこととします。

### 【療養介護のサービス利用実績及び見込量】

(単位：人分)

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
療 養 介 護	見込量	47	50	51	52	53	54
	実績値	49	49	50	-	-	-
	達成率	104.3%	98.0%	98.0%	-	-	-

平成24～25年度は、3月利用分の利用実績値（1月あたりの利用者数）

平成26年度は、10月利用分の利用実績値

平成27～29年度は、3月利用分の推計値

### 《療養介護の利用者像》

医療及び常時介護を必要とする障害者のうち、長期の入院による医療的ケアを要する方で、ALS患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6、あるいは筋ジストロフィー患者・重症心身障害者で障害支援区分5以上の方

## ( 6 ) 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などの障害者(児)に対し、短期間、施設等において入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

### 現状と課題

短期入所では、平成 26 年度までの利用実績を見ると、横ばい傾向となっておりますが、サービスを提供できる事業者も限られ、ベッド数も限られること、利用日や利用時間が集中して希望に添ったサービス提供に応えられない状況があるため、緊急時の受け入れ体制の整備が課題となっております。

### 今後のサービス見込量

本市では、平成 26 年度までの利用実績、施設や病院からの地域移行等の要素等を勘案し、平成 29 年度末における 1 か月の利用日数を 354 人日分 ( 58 人 ) 見込むこととします。

#### 【短期入所のサービス利用実績及び見込量】

( 単位 : 人日分、( )内は人 )

区 分		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
短 期 入 所	見込量	252 ( 36 )	273 ( 39 )	294 ( 42 )	281 ( 46 )	317 ( 52 )	354 ( 58 )
	実績値	207 ( 34 )	216 ( 44 )	254 ( 40 )	-	-	-
	達成率	82.1% ( 94.4% )	79.1% ( 112.8% )	86.4% ( 95.2% )	-	-	-

上段は、サービス量 ( 1 月あたりの人日数 )、下段は、実利用者数 ( 1 月あたりの利用者数 )

平成 24 ~ 25 年度は、3 月利用分の利用実績値

平成 26 年度は、1 0 月利用分の利用実績値

平成 27 ~ 29 年度は、3 月利用分の推計値

#### 《短期入所の利用者像》

介護者の病気などで一時的に居宅で介護が受けられなくなり、短期間、施設への入所を必要とする障害者 ( 障害支援区分 1 以上 )

## 第3項 居住系サービス

### (1) 共同生活援助

主として夜間、共同生活を行う住居において、相談、食事提供等の日常生活上の世話をを行うとともに、必要に応じて入浴、排せつまたは食事の介護等を行います。「障害者総合支援法」の施行により、従来の共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に一元化されました。介護サービスの提供主体により、従来の共同生活介護（ケアホーム）と同様に事業者が介護サービスを行う介護サービス包括型、外部の居宅介護事業者と連携して介護サービスを提供する外部サービス利用型の2種類に分類されます。また、本体住居との密接な連携を前提として、1人暮らしに近い形態のサテライト型住居の設置が可能となりました。

#### 現状と課題

グループホームでは、グループホーム・ケアホームの一元化や地域移行の促進により、利用量は増加の傾向にありますので、今後も引き続き、グループホーム等の整備が求められています。

#### 今後のサービス見込量

本市では、グループホーム・ケアホームの一元化及び平成26年度までの利用実績等を勘案し、平成29年度末において、420人分のサービス量を見込むこととします。

#### 【共同生活援助・共同生活介護のサービス利用実績及び見込量】

(単位：人分)

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
共同生活援助 (グループホーム)	見込量	202	222	242	325	370	420
	実績値	217	256	269	-	-	-
	達成率	107.4%	115.3%	111.2%	-	-	-

平成24～25年度は、3月利用分の利用実績値（1月あたりの利用者数）

平成26年度は、10月利用分の利用実績値

平成27～29年度は、3月利用分の推計値

#### 《グループホームの利用者像》

就労している人、または就労継続支援等の日中活動を利用している障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助を必要とする方及び生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護、日常生活上の支援を必要とする方

## ( 2 ) 施設入所支援

施設に入所する障害者に対して、主として夜間、入浴、排せつ、食事の世話等を行います。

### 現状と課題

施設入所支援では、平成 26 年度までの利用実績を見ると、見込量にほぼ近い状況となっています。入所者の地域生活への移行及び高齢化への対応が課題となっています。

### 今後のサービス見込量

本市では、平成 26 年度までの利用実績等の要素と、施設入所者のうち、今後、地域生活への移行者(=入所者の減少傾向)を勘案し、平成 29 年度末において、358 人分のサービス量を見込むこととします。

#### 【施設入所支援のサービス利用実績及び見込量】

(単位：人分)

区 分		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
施 設 入 所 支 援	見込量	409	388	360	374	366	358
	実績値	394	390	380	-	-	-
	達成率	96.3%	100.5%	105.6%	-	-	-

平成 24～25 年度は、3 月利用分の利用実績値(1 月あたりの利用者数)

平成 26 年度は、10 月利用分の利用実績値

平成 27～29 年度は、3 月利用分の推計値

#### 《施設入所支援の利用者像》

夜間において、介護が必要な方、通所が困難である自立訓練または就労移行支援の利用者

- ①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の方(50 歳以上の場合は、区分3以上)
- ②自立訓練または就労移行支援のうち、地域の社会資源の状況等により、通所することが困難である方

## 第4項 指定相談支援（サービス等利用計画案の作成）

障害者が地域で安心して自立した生活を送っていくためには、障害者が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障害福祉サービス等に結びつけていくための相談支援が重要です。

障害者や保護者または介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜の供与、権利擁護に必要な援助等、障害者の自立した日常生活や社会生活を支援するとともに、障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。

### 現状と課題

平成24年4月に施行された障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）等関係法令の改正により、平成27年度からは、障害福祉サービス・地域相談支援の利用者に対する支援の一環として、支給決定を行う市区町村は、それらに係る申請があった全ての事例において申請者に対してサービス等利用計画案の提出を求めるものとされました。今後はサービス等利用計画の質の向上をめざします。地域移行支援及び地域定着支援については、上手くサービスが活用されていないことが課題となっております。

### 今後のサービス見込量

#### 計画相談支援

福祉サービス及び地域相談支援の利用者数等を勘案し、原則としてすべての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を計画相談支援の対象として見込むこととします。

#### 地域移行支援

福祉施設の入所者及び入院中の精神障害者の人数や地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを定めることとします。

#### 地域定着支援

地域における単身の障害者や家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者の人数、地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数を見込むこととします。

#### 【指定相談支援のサービスごとの必要量】

（単位：人分）

区分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画相談支援	見込量	34	68	102	222	224	225
	年間見込量（人/年）	403	819	1,222	1,800	1,820	1,840
	実績値	120	278	251	-	-	-
	達成率	352.9%	408.8%	246.1%	-	-	-

平成24～25年度は、3月利用分の利用実績値

平成26年度は、10月利用分の利用実績値

平成27～29年度は、3月利用分の推計値

(単位：人分)

区 分		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
地 域 移 行 支 援	見込量	12	14	16	9	9	10
	実績値	0	0	0	-	-	-
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-
地 域 定 着 支 援	見込量	6	7	8	2	4	4
	実績値	2	1	0	-	-	-
	達成率	33.3%	14.3%	0.0%	-	-	-

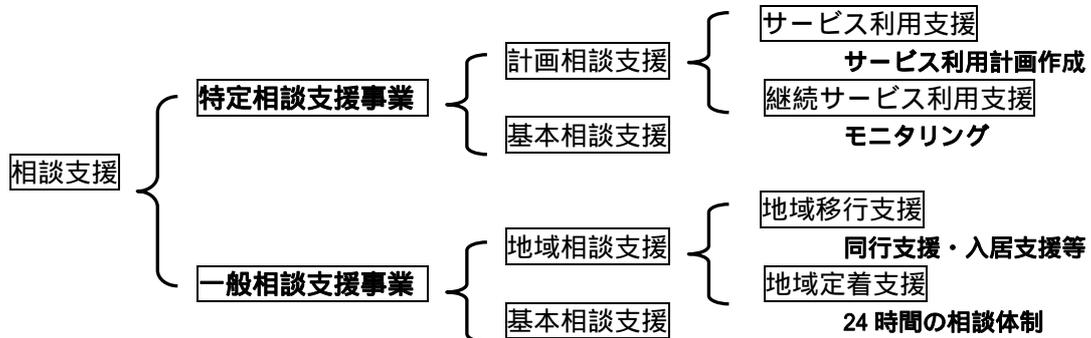
平成 24～25 年度は、3 月利用分の利用実績値

平成 26 年度は、10 月利用分の利用実績値

平成 27～29 年度は、3 月利用分の推計値

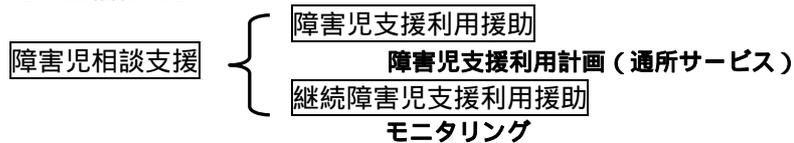
## 《 相談支援体系 》

### 【障害者総合支援法】



「基本相談支援」は、これまで実施してきた市町村の委託による相談支援（地域生活支援事業）であり、障害者・障害児等からの相談に対応する。

### 【児童福祉法】



「障害児」とは、満18歳未満の児童をいう。

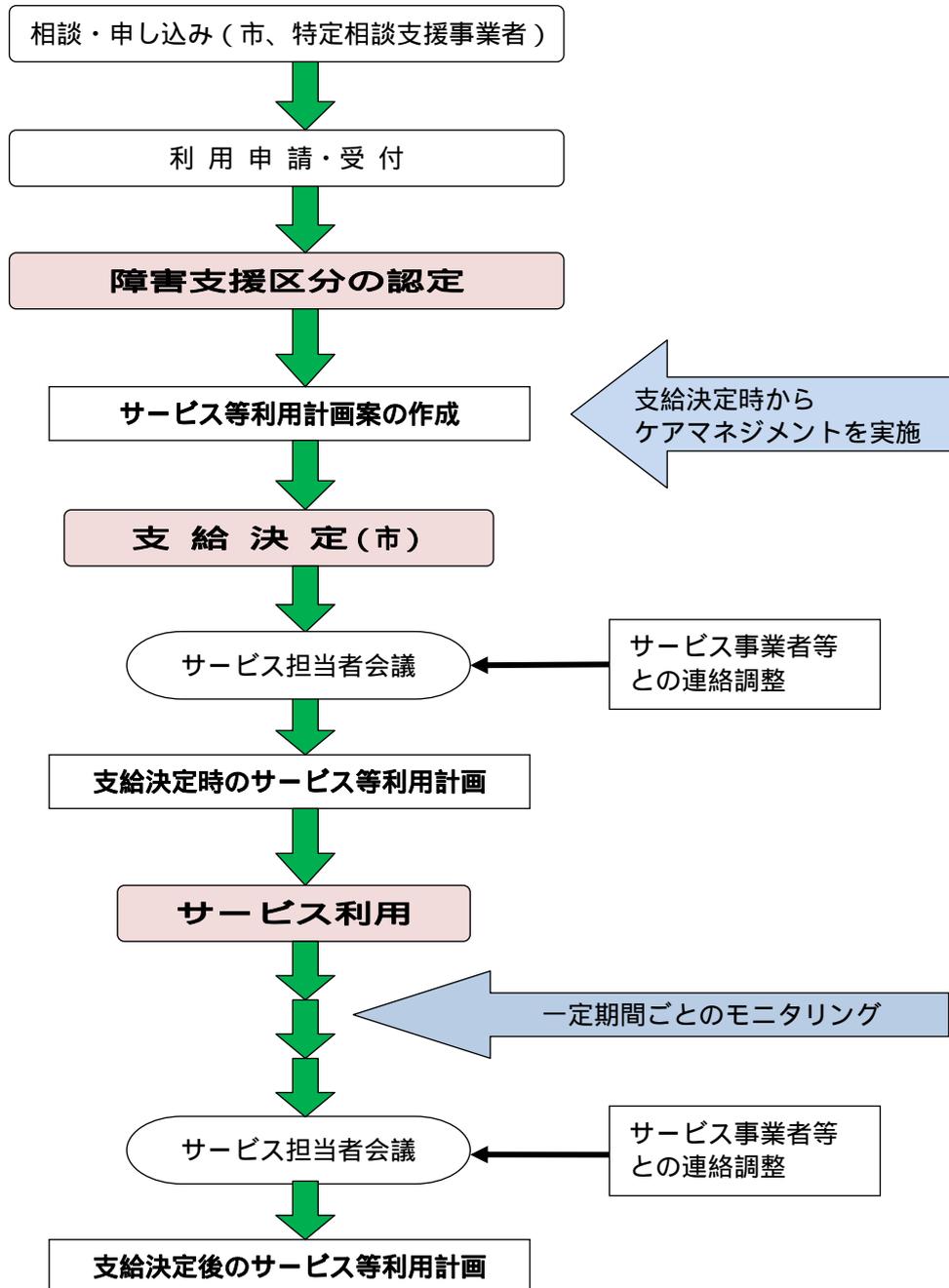
**対象者**

**計画相談支援** …… 障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者  
障害福祉サービスを利用するすべての障害児

**地域相談支援**  
 (地域移行支援) …… 障害者支援施設又は児童福祉施設に入所している障害者  
精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障害者  
 (地域定着支援) …… 居宅において単身生活する障害者  
家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者

**障害児相談支援** …… 障害児通所支援を利用するすべての障害児

## 《 支給決定までの流れ 》



## 第5項 障害児支援

### (1) 児童発達支援、医療型児童発達支援

児童発達支援は、療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児に対し、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。医療型児童発達支援は、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児に対し、児童発達支援及び治療を行います。

#### 現状と課題

児童発達支援は、利用時間、人数ともに横ばい傾向です。また、医療型児童発達支援の利用実績はありませんでした。

#### 今後のサービス見込量

本市では、平成26年度までの利用実績等を勘案し、児童発達支援については、平成29年度末において、1か月あたり1,752人日分(116人)のサービス利用量を見込むこととします。また、医療型児童発達支援については、市内にサービスを提供できる事業者がなく、実績もないため利用を見込まないこととします。

#### 【児童発達支援のサービス利用実績及び見込量】

(単位：人日分、( )内は人)

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
児 童 発 達 支 援	見込量	-	-	-	1,752 (116)	1,752 (116)	1,752 (116)
	実績値	1,373 (98)	1,294 (95)	1,549 (101)	-	-	-

上段は、サービス量(1月あたりの人日数)、下段は、実利用者数(1月あたりの利用者数)  
平成24～25年度は、3月利用分の利用実績値  
平成26年度は、10月利用分の利用実績値  
平成27～29年度は、3月利用分の推計値

#### 《児童発達支援及び医療型児童発達支援の利用者像》

児童発達支援は、未就学児で身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童(発達障害児を含む)。医療型児童発達支援は、上肢、下肢又は体幹機能に障害のある児童

手帳の有無は問わず、障害の特性に応じた支援の必要な方

#### ●児童発達支援センターと児童発達支援事業について

##### 《児童発達支援センター》

通所利用の障害児やその家族に対する支援を行うとともに、施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言をあわせて行うなど、地域の中核的な療育支援機関

##### 《児童発達支援事業》

専ら利用する障害児やその家族に対する支援を行う身近な療育の場

## (2) 放課後等デイサービス

就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた障害児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。

### 現状と課題

放課後等デイサービスは、利用時間、人数ともに増加傾向です。今後も利用希望者の増加が見込まれます。

### 今後のサービス見込量

本市では、平成 26 年度までの利用実績等を勘案し、平成 29 年度末において、1 か月あたり 3,004 人日分 (259 人) のサービス利用量を見込むこととします。

#### 【放課後等デイサービスのサービス利用実績及び見込量】

(単位：人日分、( )内は人)

区 分		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
放課後等 デイサービス	見込量	-	-	-	2,540 (219)	2,772 (239)	3,004 (259)
	実績値	1,756 (116)	2,027 (181)	2,377 (196)	-	-	-

上段は、サービス量 (1 月あたりの人日数)、下段は、実利用者数 (1 月あたりの利用者数)  
平成 24 ~ 25 年度は、3 月利用分の利用実績値  
平成 26 年度は、10 月利用分の利用実績値  
平成 27 ~ 29 年度は、3 月利用分の推計値

#### 《放課後等デイサービスの利用者像》

学校教育法に規定する学校 (幼稚園、大学を除く) に就学している障害のある児童  
引き続き、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認め  
るときは満 20 歳に達するまで利用することが可能。

### (3) 保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児に対し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

#### 現状と課題

保育所等訪問支援の利用実績は、横ばい傾向です。

#### 今後のサービス見込量

本市では、平成 26 年度までの利用実績等を勘案し、平成 29 年度末において、1 か月あたり 2 人分のサービス利用量を見込むこととします。

#### 【保育所等訪問支援のサービス利用実績及び見込量】

(単位：人分)

区 分		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
保 育 所 等 訪 問 支 援	見込量	-	-	-	2	2	2
	実績値	0	2	2	-	-	-

上段は、サービス量（1月あたりの人日数）、下段は、実利用者数（1月あたりの利用者数）  
 平成 24～25 年度は、3 月利用分の利用実績値  
 平成 26 年度は、10 月利用分の利用実績値  
 平成 27～29 年度は、3 月利用分の推計値

#### 《保育所等訪問支援の利用者像》

保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等、児童が集団生活を営む施設に通う障害のある児童（発達障害児及びその他支援が必要と思われる児童）

## (4) 福祉型児童入所支援、医療型児童入所支援

福祉型児童入所支援は、18歳未満の障害児を入所保護し、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識・技能の訓練を行います。また、医療型児童入所支援は、18歳未満の障害児を入所保護し、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識・技能の訓練及び治療を行います。

### 現状と課題

福祉型児童入所支援及び医療型児童入所支援の利用実績は、横ばい傾向です。

### 今後のサービス見込量

本市では、平成26年度までの利用実績等を勘案し、平成29年度末において、福祉型児童入所支援は1か月あたり18人分、医療型児童入所支援は1か月あたり8人分のサービス利用量を見込むこととします。

#### 【福祉型児童入所支援及び医療型児童入所支援のサービス利用実績及び見込量】

(単位：人分)

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
福祉型 児童入所 支 援	見込量	-	-	-	18	18	18
	実績値	18	18	18	-	-	-
医療型 児童入所 支 援	見込量	-	-	-	8	8	8
	実績値	8	8	8	-	-	-

平成24～25年度は、3月利用分の利用実績値（1月あたりの人日数）

平成26年度は、10月利用分の利用実績値

平成27～29年度は、3月利用分の推計値

#### 《福祉型児童入所支援及び医療型児童入所支援の利用者像》

身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童(発達障害児を含む)

医療型は、入所する障害児のうち知的障害児、肢体不自由児、重症心身障害児

手帳の有無は問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童

## (5) 障害児相談支援

障害児や保護者または介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜の供与、権利擁護に必要な援助等、日常生活や社会生活を支援するとともに、障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

### 現状と課題

平成 24 年 4 月の児童福祉法の改正により、平成 27 年度からは、障害児通所支援の利用者に対する支援の一環として、支給決定を行う市区町村は、それらに係る申請があった全ての事例において申請者に対して障害児支援利用計画書の提出を求めるものとされました。

### 今後のサービス見込量

本市では、平成 26 年度までの利用実績及び障害児通所支援を利用する障害児の数、モニタリングを行う人数等を勘案し、平成 29 年度末において、1 か月あたり 62 人分のサービス利用量を見込むこととします。

#### 【障害児相談支援のサービス利用実績及び見込量】

(単位：人分)

区 分		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
障 害 児 相 談 支 援	見込量	-	-	-	58	60	62
	見込量 (年間)	-	-	-	314	334	354
	実績値	74	113	70	-	-	-

平成 24～25 年度は、3 月利用分の利用実績値（1 月あたりの利用者数）

平成 26 年度は、10 月利用分の利用実績値

平成 27～29 年度は、3 月利用分の推計値

#### 《障害児相談支援の利用者像》

障害児通所支援を利用するすべての障害児

## 第5章 地域生活支援事業の必要量の見込み

地域生活支援事業は、地域の実情に応じて、柔軟に実施されることが好ましい事業として位置づけられています。市が行うものと県が行うものがあります。市が必ず行う事業としては、相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業、成年後見制度利用支援事業等が位置づけられています。

### 第1項 相談支援事業

障害のある人や保護者または介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜の供与、権利擁護に必要な援助等、障害のある人の自立した日常生活や社会生活を支援します。

#### 現状と課題

障害者相談支援事業については、平成26年度までの実績では、見込量どおりの設置箇所数となっており、相談支援事業を効果的に進めるための前橋市自立支援協議会も設置し、就労支援や権利擁護支援等、地域における障害福祉システムづくりに向け協議を重ねています。

相談支援事業所の増加に伴い、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする基幹相談支援センターを設置することを目指します。

#### 今後のサービス見込量

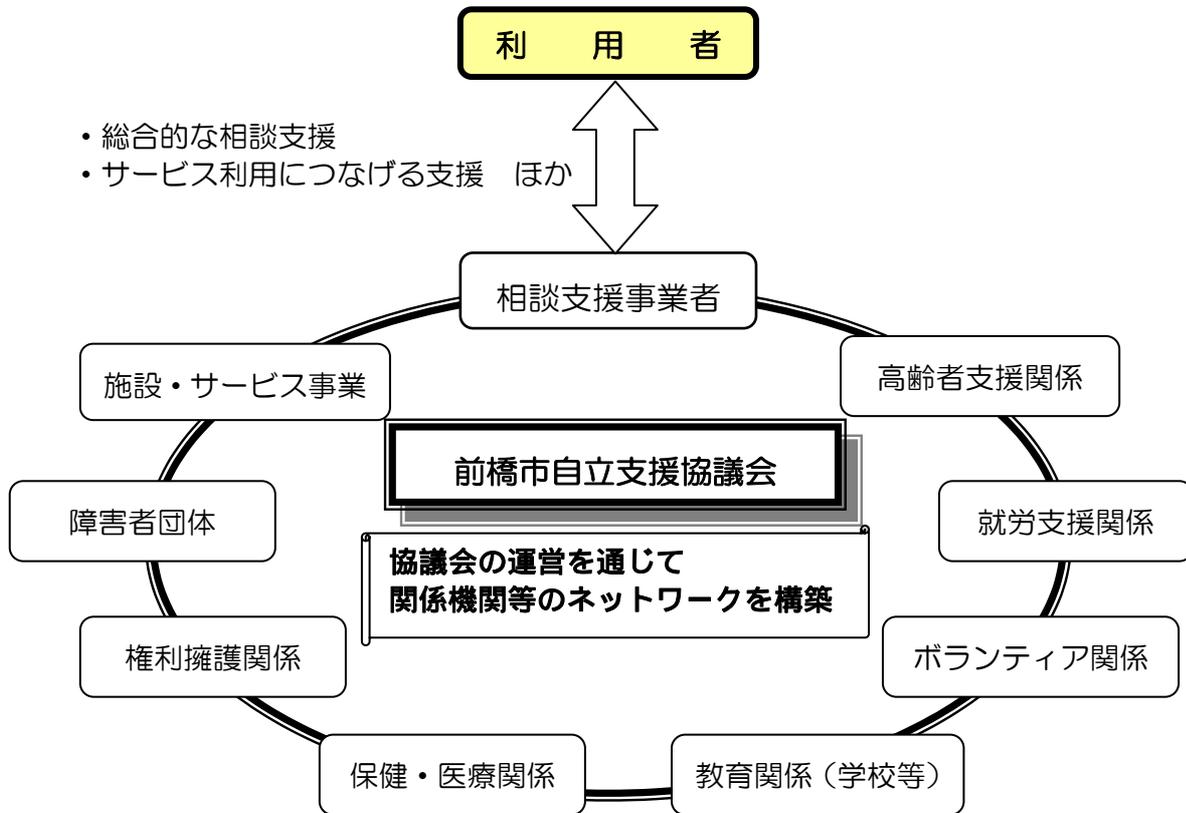
本市では、平成26年度までの利用実績を勘案し、平成29年度末における障害者相談支援事業の必要見込量は9か所とすることとします。

#### 【相談支援事業のサービス実績及び見込量】

(単位：か所)

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
障害者相談 支 援 事 業	見込量	7	8	9	9	9	9
	実績値	7	9	9	9	9	9
	達成率	100.0%	112.5%	100.0%	-	-	-

## 《 前橋市における相談支援体制のイメージ 》



## 第2項 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等と、その他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点訳・音声訳等による支援事業などを行い、意思疎通の円滑化を図ります。

### 現状と課題

意思疎通支援事業では、全体として利用実績は横ばいとなっています。

現在、必要に応じて市外派遣や県外派遣を行うなど充実してきていますが、意思疎通支援事業をより多くの人たちに周知するとともに、事業の担い手である手話通訳者や要約筆記者の養成や研修の充実が必要と考えます。

### 今後のサービス見込量

本市では、平成26年度までの実績を勘案し、平成29年度において、手話通訳者派遣事業450人、要約筆記者派遣事業17回、手話通訳者設置事業2,275人のサービス量を見込むこととします。

#### 【意思疎通支援事業のサービス利用実績及び見込量】

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
手話通訳者 派遣事業 (単位：人)	見込量	378	398	418	430	440	450
	実績値	411	441	407	-	-	-
	達成率	108.7%	110.8%	97.4%	-	-	-
要約筆記者 派遣事業 (単位：回)	見込量	22	23	24	15	16	17
	実績値	18	12	11	-	-	-
	達成率	81.8%	52.2%	45.8%	-	-	-
手話通訳者 設置事業 (単位：人)	見込量	1,600	1,650	1,700	2,255	2,265	2,275
	実績値	2,265	2,249	2,220	-	-	-
	達成率	141.6%	136.3%	130.6%	-	-	-

各年度末実績及び推計値。ただし、26年度は2月までの利用実績

## 第3項 日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るため、重度障害児者に対し、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具(住宅改修費)を給付します。

### 【主な給付・貸与品目】

区 分	主 な 品 目
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、移動・移乗支援用具、聴覚障害者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	ネブライザー、電気式たん吸引器、視覚障害者用体温計等
情報・意思疎通支援用具	情報・通信支援用具、視覚障害者用ポータブルレコーダー、聴覚障害者用通信装置等
排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	設置に小規模な住宅改修を伴う用具

### 現状と課題

日常生活用具給付等事業で取り扱う品目は、多種多様であり、耐用年数等の関係から利用実績等についてはばらつきがあります。

今後は、障害児者一人ひとりの障害特性、ニーズ等を的確に把握し、必要性等に応じ基準の見直しをするなど、柔軟な対応が求められています。

### 今後のサービス見込量

本市では、平成26年度までの実績を勘案し、平成29年度において、6,338件(延べ人数)のサービス量を見込むこととします。

### 【日常生活用具給付等事業のサービス利用実績及び見込量】

(単位：件)

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
介護・訓練 支援用具	見込量	14	16	18	27	31	35
	実績値	12	14	23	-	-	-
	達成率	85.7%	87.5%	127.8%	-	-	-
自立生活 支援用具	見込量	65	70	75	42	42	42
	実績値	47	52	42	-	-	-
	達成率	72.3%	74.3%	56.0%	-	-	-

各年度末実績及び推計値。ただし、26年度は2月までの利用実績

(単位：件)

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
在宅療養等 支援用具	見込量	62	65	68	69	76	83
	実績値	46	68	47	-	-	-
	達成率	74.2%	104.6%	69.1%	-	-	-
情報・意思 疎通支援 用具	見込量	100	108	116	45	45	45
	実績値	53	51	48	-	-	-
	達成率	53.0%	47.2%	41.4%	-	-	-
排泄管理 支援用具	見込量	6,499	7,799	9,359	5,833	5,979	6,125
	実績値	5,137	5,496	5,538	-	-	-
	達成率	79.0%	70.5%	59.2%	-	-	-
居宅生活 動作 補助用具 (住宅改修費)	見込量	16	17	18	8	8	8
	実績値	8	6	6	-	-	-
	達成率	50.0%	35.3%	33.3%	-	-	-
合 計	見込量	6,756	8,075	9,654	6,024	6,181	6,338
	実績値	5,303	5,687	5,704	-	-	-
	達成率	78.5%	70.4%	59.1%	-	-	-

各年度末実績及び推計値。ただし、26年度は2月までの利用実績

## 第4項 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

### 現状と課題

移動支援事業では、平成26年度までの利用実績を見ると、見込量を大きく超える利用実績となっており、グループ支援型や自立支援型を展開しております。今後は、サービスを提供する事業所の充実が求められています。

### 今後のサービス見込量

本市では、平成26年度までの利用実績を勘案し、平成29年度において、412人のサービス量を見込むこととします。

#### 【移動支援事業のサービス利用実績及び見込量】

(単位：人、( )内は時間)

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
移 動 支 援 事 業	見込量	136 (16,622)	143 (18,284)	150 (20,112)	341 (44,007)	375 (48,407)	412 (53,247)
	実績値	247 (27,670)	280 (35,362)	340 (34,424)	-	-	-
	達成率	181.6% (166.5%)	195.8% (193.4%)	226.7% (171.2%)	-	-	-

上段は、実利用者数、下段は、サービス量  
各年度末実績及び推計値。ただし、26年度は2月までの利用実績

## 第5項 地域活動支援センター事業

障害のある人で、雇用されることが困難な人の日中活動の場として、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与する地域活動支援センターを設置します。

### 現状と課題

地域活動支援センター事業では、利用実績から勘案すると設置か所数は現状で十分であると考えられます。今後は、障害種別等や利用者のニーズに対応した活動内容の充実などが求められています。

### 今後のサービス見込量

本市では、平成26年度までの利用実績等の要素を勘案し、平成29年度において、13か所のサービス量を見込むこととします。

#### 【地域活動支援センター事業のサービス利用実績及び見込量】

(単位：か所、( )内は人)

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
地域活動支援センター型・型	見込量	14 (199)	15 (219)	15 (239)	13 (190)	13 (200)	13 (210)
	実績値	14 (194)	14 (201)	13 (178)	-	-	-
	達成率	100.0% (97.5%)	93.3% (91.8%)	86.7% (75.3%)	-	-	-

各年度末実績及び推計値。

( )内は利用者数

## 第6項 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な者に対し、家庭裁判所へ申し立て、審判を受けることによって適切な後見人をつけ、本人の財産管理や身上監護を適切に行う成年後見制度の利用を支援します。

### 現状と課題

現状では利用実績も少なく、まだまだ制度に対する理解が不十分な状況であり、真に支援が必要としている者への働きかけや掘りおこしが課題となっています。

### 今後のサービス見込量

本市では、平成29年度において、9件のサービス量を見込むこととします。

### 【成年後見制度利用支援のサービス利用実績及び見込量】

(単位：人)

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
成年後見 制度利用 支援事業	見込量	-	-	-	7	8	9
	実績値	7	1	3	-	-	-

各年度末実績及び推計値。26年度は2月までの利用実績  
( )内は利用者数

## 第7項 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者の社会生活におけるコミュニケーションの確保を図るため、手話のできる市民の養成を行っています。

### 現状と課題

平成26年度までの利用実績は横ばいとなっています。今後は研修内容を工夫して、修了者数を増やすことが課題です。

### 今後の見込量

本市では、平成26年度までの利用実績等の要素を勘案し、平成29年度において、85人の修了者を見込むこととします。

### 【手話奉仕員養成研修事業の利用実績及び見込量】

(単位：人)

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
手話奉仕員 養成研修 事業	見込量	-	-	-	75	80	85
	実績値	69	78	70	-	-	-

各年度末実績及び推計値。26年度は2月までの利用実績

## 第 8 項 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成を行います。

### 現状と課題

平成 25 年 4 月の障害者総合支援法の施行に伴い、中核市の必須事業となったため、平成 26 年度から本市において実施しています。

### 今後の見込量

本市では、これまでの利用実績等の要素を勘案し、平成 29 年度において、手話通訳者養成研修は 10 人、要約筆記者養成研修は 2 人、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修は 10 人の修了者を見込むこととします。

### 【専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業の利用実績及び見込量】

(単位：人)

区 分		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
手話通訳者養成研修事業	見込量	-	10	10	10
	実績値	10	-	-	-
要約筆記者養成研修事業	見込量	-	2	2	2
	実績値	2	-	-	-
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	見込量	-	10	10	10
	実績値	5	-	-	-

各年度末推計値。26 年度は 2 月までの利用実績

## 第 9 項 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を行います。なお、手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業について、本市では通常の意味疎通支援事業として実施することとしています。

### 現状と課題

平成 25 年 4 月の障害者総合支援法の施行に伴い、中核市の必須事業となったため、平成 26 年度から本市において実施しています。

### 今後の見込量

本市では、これまでの利用実績等の要素を勘案し、平成 29 年度において、367 人のサービス量を見込むこととします。

#### 【専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業の利用実績及び見込量】

(単位：人)

区 分		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
盲ろう者向け通訳・ 介 助 員 派 遣	見込量	-	347	357	367
	実績値	337	-	-	-

各年度末推計値。26 年度は 2 月までの利用実績

## 第 10 項 自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。本市では、前橋市の障害福祉向上に寄与する 11 の関係団体に対し、その活動を支援するため補助金を交付しています。

## 第 11 項 その他の事業

---

### ( 1 ) 福祉ホーム事業

家庭環境、住宅事情等の理由により住居を求めている障害者に低額料金で居室を利用させ、必要な便宜を供与し、障害者の地域生活を支援します。現在、県内に身体障害者福祉ホームが 2 か所、知的障害者福祉ホームが 3 か所あります。なお、契約は施設と利用者が結び、家賃は利用者負担となります。

### ( 2 ) 訪問入浴サービス事業

在宅での入浴が困難な障害のある方に対して、移動入浴車で入浴サービスを提供します。

### ( 3 ) 知的障害者職親委託制度

知的障害者を一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進を図ります。

### ( 4 ) 社会適応訓練事業

情報の獲得が困難な聴覚障害者に対して、日常生活に係る講習会等を開催し、生活の質的向上・社会復帰の促進を図ります。また、在宅の視覚障害者、肢体障害者に対して、日常生活能力等を回復させるための各種訓練を行い、自立更生を支援します。

### ( 5 ) 日中一時支援事業

#### 日帰り短期入所

障害のある人の日中における活動の場を確保し、障害のある人の家族の就労支援や介護している家族の一時的な休息のため、障害のある人を預かり監護します。

#### 登録介護者・サービスステーション事業

心身障害児(者)を介護している保護者が疾病その他の理由により、心身障害児(者)を一時的に介護できない場合に、登録している介護者または、24 時間対応型サービスステーションに介護を委託することにより、その心身障害児(者)の福祉の増進及び家族の負担軽減を図ることを目的とします。

#### 心身障害児集団活動・訓練事業

特別支援学校や普通学校の特別支援学級の放課後、学齢期にある心身障害児に対し集団活動や社会活動訓練を行い、地域社会が一体となってその主体性、社会性を育成し、自立の促進を図ることを目的とします。

### ( 6 ) スポーツ・レクリエーション教室開催事業

障害のある人の体力向上、交流及び障害者スポーツの普及を図るため、各種スポーツ、レクリエーション教室やスポーツ大会等を開催します。

## ( 7 ) 声の広報発行事業

文字による情報入手が困難な障害者等のために、音声訳した広報まえばしを定期的に提供します。

## ( 8 ) 点訳奉仕員養成研修事業

点訳に必要な技術等を習得した、点訳奉仕員を養成するための研修を実施します。

## ( 9 ) 自動車運転免許取得費補助事業

肢体不自由者が運転免許を取得するための教習費用の一部を補助します。

## ( 10 ) 自動車改造費補助事業

肢体不自由者の運転する自動車の制御装置（ハンドル、アクセル、ブレーキ等）の改造費の一部を補助します。平成 26 年度からは、車イスを収納するための装置を新たに設置、改造等を行う場合についても補助対象としました。

## ( 11 ) 医療的ケア支援事業

主治医の指示（意見書）に基づく経管栄養、たんの吸引等、比較的短時間で、かつ、定時の対応により処置が終了する医療的ケアについて、看護師配置のない通所施設又は作業所及び保育園、学校等に訪問看護師を派遣し、その費用を公費負担します。

## 第6章 サービス見込量確保のための方策

### 第1項 訪問系サービス

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）のサービス見込量を確保するための方策

現在、訪問系のサービスについては、多数のサービス事業者が市内でサービスを提供しており、サービス提供量が不足する状況ではありませんが、今後さらに利用が拡大していくことも想定されることから、新たなサービス提供事業者の参入の促進に努め、サービス基盤を整備していきます。

様々な困難事例への対応等を支援するため、前橋市自立支援協議会を活用し、定期的な協議・調整を行っていきます。その際には、必要に応じて、当該困難事例の支援関係者等による個別ケア会議を開催します。

ヘルパー資格はあるが就業していない潜在的人材の発掘等、人材確保の必要性について、関係機関への啓発を行っていくとともに、サービスの量的な確保だけでなく、質の向上を図るため、事業者向けの講座や研修等の機会を増やしていきます。

在宅での医療的ケアのニーズに対応したサービス提供が行えるよう、サービス事業者に対し、医療的ケアの研修への参加を奨励し、サービス支援体制の充実に努めます。

### 第2項 日中活動系サービス

日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所）のサービス量を確保するための方策

一般就労することが困難な障害者に、その障害特性や利用者の心身の状況に合わせた福祉的就労や日中活動の場が提供されるよう支援策を検討するとともに、利用者の希望や心身の状況などを勘案した上で、ニーズに応じたサービス量が提供できるよう事業者との調整を図り、サービス基盤の整備を進めていきます。

就労支援においては、利用者に支払う工賃のアップも1つの目標であり、そのためには安定的な仕事量の確保が不可欠であることから、施設の自主製品の発注促進や販路拡大等への支援を行っていきます。また、障害者優先調達推進法が平成25年4月に施行され、今後はさらに官公需にかかる福祉施設の物品及び役務業務の受注について機会の拡大に努め、収入の安定と雇用の創出を図っていきます。

関係機関との連携を図りながら企業に対する働きかけ（理解促進、実習支援、定着支援等）を行い、障害者雇用の拡充に努めます。

事業運営費や介護人材処遇の改善に伴う人件費等の支援については、国・県の動向を踏まえ、連携して支援するために必要な予算確保に努めていきます。

短期入所においては、利用者が必要なサービスを受けることができるよう、事業者との調整を図るとともに、緊急時の利用や医療的ケアのニーズに対応したサービス提供を行うことを目的とした関係機関との連携を検討します。

## 第3項 居住系サービス

### 居住系サービス（共同生活援助、施設入所支援）のサービス見込量を確保するための方策

本計画においては、「施設入所者の地域生活への移行」を成果目標としていることから、その受け皿のひとつとなるグループホームの整備を推進していきます。

また、グループホームの整備や利用に対する事業者や障害者の不安を解消するため、グループホームの空き室を利用した生活体験事業の有効的な活用を図り、地域生活への移行が円滑に行えるよう努めていきます。

グループホームについては、事業所における建設資金等の支援策として、国の補助事業を活用した基盤整備を推進するとともに、地域住民等への障害者理解の促進を図ります。また、建設用地の確保についても、整備していく上での大きな障壁となっていることから、県をはじめとする関係機関との連携を図りながら、公営住宅や民間賃貸住宅など、既存の社会資源の活用を促進し、官民一体となった整備に関する環境づくりを進めていきます。

施設入所支援については、入所者の地域生活への移行を推進するとともに、真に入所サービスを必要とする障害者が利用できるよう、サービス事業者と連携を図っていきます。

障害者の地域における生活の維持及び継続を図るため、グループホームまたは障害者支援施設とあわせて、地域移行支援及び地域定着支援、訪問系サービス、日中活動系サービス等の機能をどのように集約して地域生活拠点等を整備していくか検討を進めていきます。

## 第4項 指定相談支援（サービス等利用計画案の作成）

### 指定相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）のサービス見込量を確保するための方策

計画相談支援については、サービス等利用計画の必要数を確保するための事業者数を増加させるとともに、各相談機関や指定障害福祉サービス事業者等との連携を強化し、サービス等利用計画の質の向上及び相談支援専門員の確保をめざします。

地域移行支援及び地域定着支援については、医療機関、指定障害福祉サービス事業者及び関係機関等との連携を強化するとともに、地域生活拠点等を整備し、障害者の地域移行の向上に努めます。

## 第5項 障害児支援

### 障害児支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、障害児相談支援）のサービス見込量を確保するための方策

児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援については、提供するサービスが利用者のニーズに対応できているかどうかを把握し、指定権者である県との連絡を強化してサービス向上を図ります。

障害児相談支援については、障害児支援利用計画の必要数を確保するための事業者数を維持するとともに、各相談機関や指定障害福祉サービス事業者等との連携を強化し、障害児支援利用計画の質の向上をめざします。

## 第6項 地域生活支援事業

地域生活支援事業（相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業、成年後見制度利用支援事業、手話奉仕員養成研修事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業）のサービス量を確保するための方策

相談支援事業については、各相談機関や指定障害福祉サービス事業者等との連携を強化するとともに、市内の相談支援事業者の核となる基幹相談支援センターを設置することとし、地域における障害者の自立生活を支援するための相談・支援体制の充実に努めていきます。

また、前橋市自立支援協議会は、市民に身近な地域でのネットワークづくりの中核的な役割を果たす場であることから、引き続き、地域生活支援、障害児施策及び就労支援等に関し、関係機関との連携や個別の困難事例等の検討及び啓発活動を通して協議会の機能強化を図っていきます。

意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業及び専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業については、引き続きサービス提供体制の確保に努めるとともに、手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員等の養成や研修の充実に努めていきます。

日常生活用具給付等事業では、障害児者一人ひとりの障害特性、ニーズ等に応じた基準の見直しを行うなど、障害者等の生活実態に即した柔軟な対応に努めていきます。

移動支援事業については、現在のサービス水準を維持しながら、今後も引き続き、障害者一人ひとりの障害特性やニーズに対応できる供給基盤を整備するとともに、新たなサービス提供事業者の参入の促進に努めていきます。

地域活動支援センター事業については、日中活動の場として障害特性に応じた適切なサービス提供ができるよう引き続き各事業所と連携し、事業の充実に努めていきます。

成年後見制度利用支援事業については、引き続き関係機関との連携により、制度の周知徹底を図るとともに、知的障害者や精神障害者のうち判断能力が不十分な者について、サービスの利用契約の締結等が適切に行われるよう成年後見制度の利用を促進していきます。

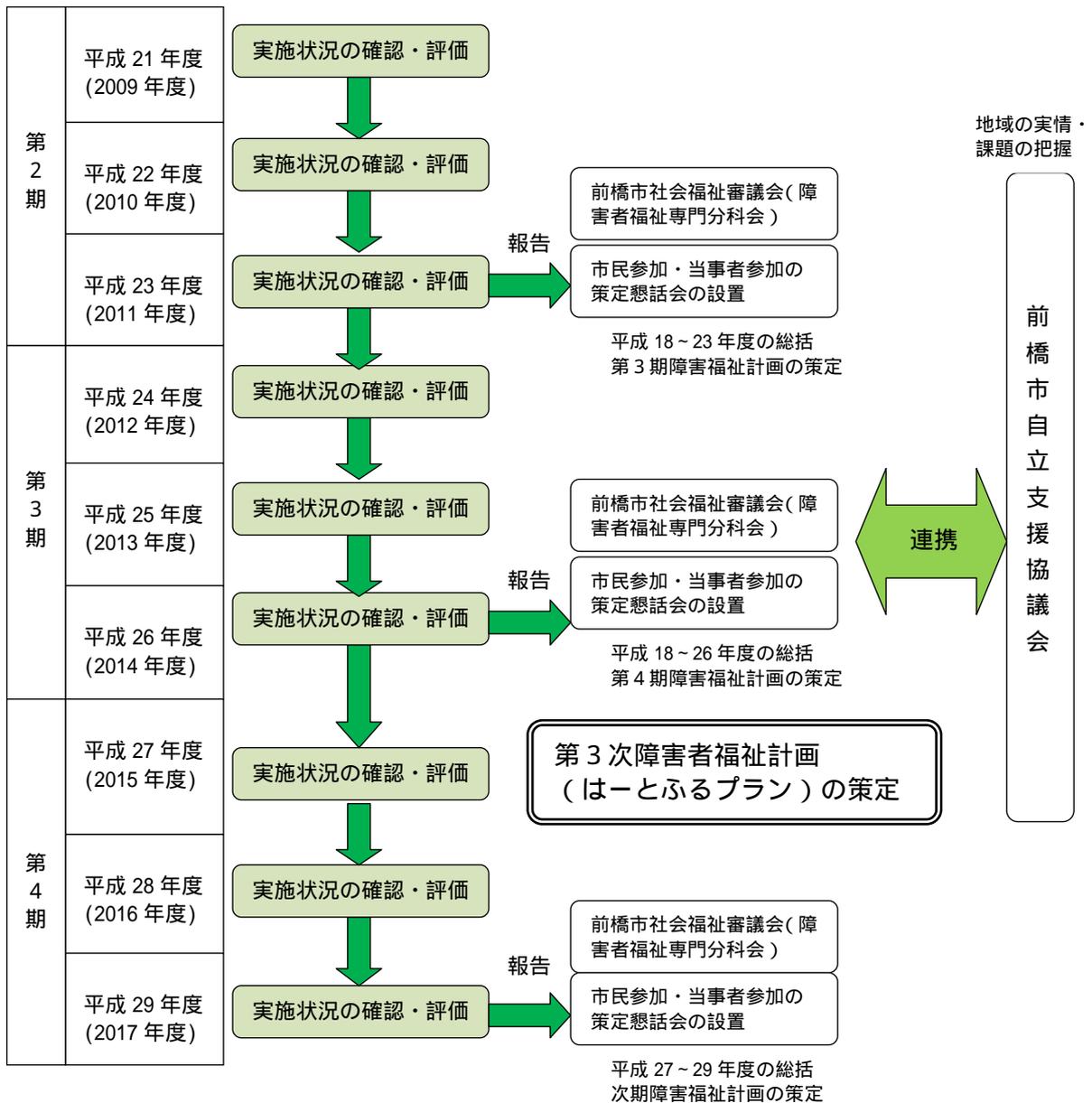
障害者が地域でいきいきと生活していくためには、地域の理解や協力が不可欠なことから、障害者に対する正しい理解を促進していくことが重要であり、引き続き普及啓発活動を推進していきます。

# 第7章 計画の推進

## 第1項 進捗状況の管理と評価

計画策定後は、毎年度、障害福祉課において事業の実施状況の確認や評価を行い、この結果に基づいて所要の対策を講じることで、計画を着実に推進します。

また、事業の実施状況の確認等にあたっては、相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療・学校等の関係機関、障害当事者団体等で構成される前橋市自立支援協議会と連携し、地域の実情及び課題等の把握に努めます。



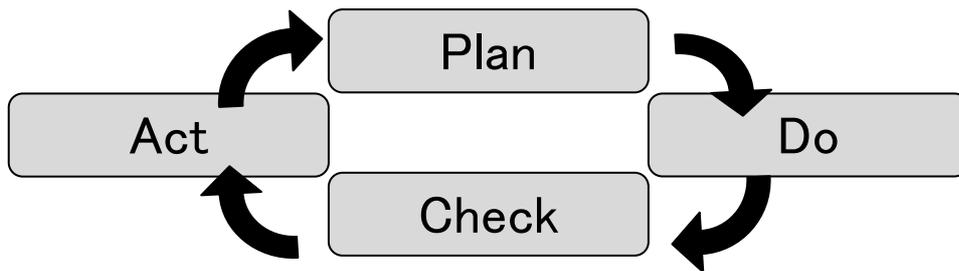
前橋市社会福祉審議会は、社会福祉法に基づき社会福祉に関する事項を調査審議するために設置され、民生委員審査専門分科会、障害者福祉専門分科会、児童福祉専門分科会及び高齢者福祉専門分科会の4つの専門分科会で構成

## P D C Aサイクルの必要性

障害福祉計画は、障害者の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくことが必要になります。そのため、作成した計画について、3年ごとにその進捗を把握するだけでなく、定期的にその進捗を把握し、分析・評価の上、課題等がある場合には、随時、対応していくことが求められます。平成25年4月に施行された障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

本市では、基本目標（成果目標）及び障害福祉サービス等の利用実績（活動指標）については、少なくとも年一回は実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。また、中間評価の際には、前橋市自立支援協議会や前橋市社会福祉審議会（障害者福祉専門分科会）等の意見を聴くとともに、その結果について公表するよう努めます。さらに、障害福祉サービス等の利用実績（活動指標）については、より高い頻度で実績を把握し、設定した見込量の達成状況等の分析・評価を行うよう努めます。

### （PDCAサイクルのイメージ）



計画（Plan）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行（Do）	計画に基づき活動を実行する
評価（Check）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）
改善（Act）	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする

## 第2項 計画等に関する情報の提供

---

必要とする障害福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続き等の情報提供に努めるとともに、計画の周知を図ります。

### 資料 計画策定の経過

#### (1) 検討の経過

---

年月日	内容
平成26年 8月25日	第1回前橋市障害福祉計画（第4期）策定懇話会 ・会長・副会長の選任について ・障害福祉計画（第4期）策定の趣旨について ・障害福祉計画（第4期）策定のスケジュールについて
11月21日	第2回前橋市障害福祉計画（第4期）策定懇話会 ・障害福祉計画（第4期）素案の検討について
平成27年 3月18日	第3回前橋市障害福祉計画（第4期）策定懇話会 ・障害福祉計画（第4期）最終案の検討について

## ( 2 ) 委員名簿

前橋市障害福祉計画（第4期）策定懇話会 委員名簿

選出区分		氏 名	団体・職名等
障 害 者 団 体 関 係	1	飯 島 豊	前橋市聴覚障害者福祉協会 会長
	2	高 橋 賢 司	前橋市視覚障害者福祉協会 会長
	3	須 藤 真由美	前橋市肢体不自由児者父母の会 幹事
	4	吉 邑 玲 子	前橋精神障害者家族会あざみ会 会長
	5	原 澤 正 光	前橋市手をつなぐ育成会 会長
	6	石 田 ヨシ子	前橋市難病友の会 副会長
相 談 支 援 事 業 者	7	坂 柳 幸 子	前橋市障害者生活支援センター 管理者
	8	高 山 恵 実	指定相談支援事業所 ドアーズ 所長
施 設 ・ サ ー ビ ス 事 業 者	9	中 村 一 成	障害者支援施設 桂荘 荘長
	10	中 島 穰	障害福祉サービス事業所 らいず 施設長
	11	菊 地 真 理	たんぽぽ学園 施設長
	12	小 倉 亮 也	ドルフィン前橋 管理者
保 健 ・ 医 療 関 係	13	中 村 光 郎	前橋市医師会 理事
教 育 関 係	14	長谷川 基	群馬大学教育学部附属特別支援学校 進路指導主事
	15	福 田 隆 一	前橋市教育委員会指導部 学校教育課 指導主事
就 労 支 援 関 係	16	中 野 直 美	前橋公共職業安定所 就職促進指導官
	17	原 勝 美	群馬障害者職業センター 所長
地 域 福 祉 関 係	18	横 澤 孝 義	前橋市社会福祉協議会 事務局次長
学 識 経 験 者	19	久 田 信 行	群馬大学教育学部 教授
市 民	20	櫻 井 洋 一	公募
	21	金 井 勇	公募

## 第4期 前橋市障害福祉計画

平成27年 4月

前橋市 福祉部 障害福祉課

〒371-0014 前橋市朝日町三丁目 36-17

TEL 027-220-5713

FAX 027-223-8856

URL <http://www.city.maebashi.gunma.jp>